

錦江町農業委員会 11月総会議事録

○ 開催日時 平成27年11月20日（金） 午後1時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員（19人）

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第30号 農地法第3条許可申請について

議案第31号 農地法第5条許可申請について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第34号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議 長	<p>只今より平成27年11月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に15番 畠中委員と16番 山中委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第30号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第30号のうち、について説明いたします。</p> <p>受付番号14号の譲渡人は、O・Sさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は神川字北長尾5, 734番6、地目は畑、地積は3, 535㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はK・Zさん、U自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>K・Zさんの経営状況は、世帯員5名、労働力4名、自作地24, 468㎡、水稲、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、耕耘機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 牧原委員です。</p> <p>次の受付番号15号の譲渡人はK・Kさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字中西2, 667番4、地目は田、地積は514㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はK・Mさん、M自治会在住の方です。</p>

この申請は贈与による所有権移転となっています。

K・Mさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地5, 233㎡で、
水稲、バレイショを主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、管理機2台、トラクター、トラック、耕運機各1台と
なっています。

この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。

次の受付番号16号の譲渡人はS・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字西平3, 604番1、地目は畑、地積は423㎡となっていま
す。

一方、譲受人はT・Tさん、K自治会在住の方です。

この申請は売買による所有権移転となっています。

T・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地4, 454㎡で、
甘藷を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、耕運機1台となっています。

この件の担当調査員は、4番 水流委員です。

まず、受付番号17号の譲渡人はA・Aさん、O自治会在住の方です。

申請地は馬場字平和平971番、地目は田、地積は1, 386㎡となっていま
す。

一方、譲受人はS・Yさん、S自治会在住の方です。

この申請は交換による所有権移転となっています。

S・Yさんの経営状況は、世帯員1名、労働力1名、自作地7, 323㎡、貸
付地30, 158㎡、水稲、甘藷を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、耕転機各1台となっています。

次の受付番号18号の譲渡人は、S・Yさん、S自治会在住の方です。

申請地は馬場字寺前ノ上2, 060番1、地目は田、地積は1, 204㎡とな
っています。

一方、譲受人はA・Aさん、O自治会在住の方です。

この申請は交換による所有権移転となっています。

A・Aさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地27, 706㎡、
小作地10, 302㎡で、水稲、茶、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、耕転機各1台各1台となっています。

受付番号17号、18号の担当調査員は、5番 平原委員です。

以上です。

議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号14号についてを、10番 牧原委員お願いいたします。</p>
10番 牧原委員	<p>はい。報告します。ここはもうK・Zさんの畑の中に、Oさんの畑が1枚ということで、周りを全部、K・Zさんが買われて、Oさんの畑が1枚残っていたというような状態の中で、いずれは、最終的には豚舎の増築をするような考えもあるみたいなんですけれども、現状では畑で芋やら作っているという形になっております。ちょうど間に1枚挟まっている状態だったものですから、相談されて買われたという状況です。値段につきましては、反当〇〇万円で決まっております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号15号についてを、17番 鳥越委員お願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>K・Mさんは前の農業委員であり、これは兄弟の贈与で、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号16号についてを、4番 水流委員お願いいたします。</p>
4番 水流委員	<p>はい。受付番号16号について報告いたします。T・Tさんは前回も出て来ました。お袋さんと2人で小規模ながらインゲン、ジャガイモ、甘藷などを植えています。今、圃場等も綺麗にしておられますので何ら問題は無いと思っております。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号17号、18号についてを、5番 平原委員お願いいたします。</p>
5番 平原委員	<p>はい。報告いたします。先ほど事務局の方から説明があったとおり交換でございます。Aさんの方が茶を集積したいということ、Sさんに申し入れされ、交換が成立したものです。このSさんに交換でやった分は、パチンコ屋の横の、今、ハウスが建っている場所です。Aさんは親子で一生懸命茶を作ったり、畑をしたりしておられますので、何ら問題は無いかと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第30号 農地法第3条許可申請については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に「議案第31号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第31号について説明いたします。</p> <p>受付番号3号につきましては、太陽光発電設備の設置のための転用申請となっています。</p> <p>申請人は、譲渡人のK・Mさんと譲受人の(株)Nさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、神川字権現平3,933番1、地目は畑、地積は1,027㎡となっています。</p> <p>この件については、既存の太陽光発電施設の規模拡大ということで申請されております。</p> <p>6頁から10頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、4番 水流委員です。</p> <p>次の受付番号4号につきましても、太陽光発電設備の設置のための転用申請となっています。</p> <p>申請人は、譲渡人のM・Zさんと譲受人の(有)Mさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、神川字権現平3,944番1、地目は畑、地積は7,921㎡となっています。</p> <p>この件については、本年度の農地の利用状況調査の折り無断転用が発覚したところでございます。</p>

	<p>その後、本人を呼びまして色々と事情を聴いたところでございますが、本人は土地の地目が山林であるという認識で転用の手続きをしなかったということでしたけれども、現状が農地であり、地目も畑でありますからということで、追認という形ではありますけれども、5条申請を出すように指導をしたところでございます。</p> <p>この土地につきましては、周りが山林ということでもあり、2種農地でもありますので転用を許可することは問題は無いと考えます。</p> <p>11頁から14頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号3号について、4番 水流委員お願いします。</p>
4 番 水流委員	<p>はい。報告をいたします。受付番号3号ですが、11月12日に事務局と徳永委員、Nさん立ち合いの元、現地確認を行いました。先ほど事務局の方から説明がありましたけれども、西面と東面がほとんど太陽光が出来ています。この圃場が1反ちょっとですが2枚になっていまして、後8頁の方にありますが、九電の鉄塔が立っています。東面は山です。後々はこの山も一体化するという考えであると話しておられました。この畑だけが1枚残っているというような感じで、見れば猪等も結構来ているみたいで、何ら問題も無いと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査委員、事務局から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第31号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第31号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第31号 農地法第5条許可申請についてについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に「議案第32号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第32号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号7号の譲渡人は、Y・Kさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字前ノ迫4,050番1、地目は畑、地積は3,910㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>Yさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地60,494㎡、小作地4,673㎡で、たばこ、加工用大根、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック2台、軽トラック3台、芋掘り機1台となっています</p> <p>本件については売買による所有権移動となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 安水委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号7号について、9番 安水委員お願いします。</p>
9番 安水委員	<p>はい。報告いたします。この場所は安水自治会に隣接している南部開発地の圃場で、大変条件の良い場所です。譲受人のY・Hさんは、現在、葉たばこ、干し大根、甘藷を主とした経営をされています。良い土地があったら未だ未だ経営拡大をして行きたいと、大変農業に意欲のある方です。Hさんの方は圃場も綺麗に管理されておりまして、何ら問題は無いと思います。因みにこの金額なんですけれども、耕作できる面積を10a当たり〇〇万円ということで、〇〇万円が付きまして。</p> <p>1枚の畑なんですけれども、隣に同じレベルのY・Sさんの圃場がやはり4反近くのがやっが。1枚が8反ぐらいあって、その半分がKさんの畑ということで、そういう形ですので法面とか畔の部分が2畝しかないと、4反の中の2畝しかないということで、殆ど長方形に近いような畑です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査委員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
12番 鍋 委員	<p>すみません。土地改良区からの推薦でここに来ているものですからちょっと一言。今売買が成立したということでしたので、この場で承認が得られましたら、買われた方にも土地改良区の方に、こういうことがありましたとを連絡をお願いしたいと思います。賦課金の関係が絡んでくるものですから、よろしく願います。</p>
9番 安水委員	<p>はい。因みにこの耕作できる面積ですね。これを聞きに行くのは土地改良区に行って聞いておりますので、一応成立したらまたその報告はしたいと思います。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第32号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第32号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に「議案第33号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は119筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を6回に分けて行い、調査員の報告は継続の案件は省略し、新規のみの案件だけとして、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第33号のうち、受付番号241号から261号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号のうち、受付番号241号から261号までについて説明いたします。</p> <p>まず、受付番号241号の貸し人はS・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は神川字下牛頭谷7, 843番3、地目は畑、地積は2, 982㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10アール当たり6, 000円となっています。</p> <p>一方借り人はO・Mさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>O・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地16, 798㎡、小作地7, 137㎡で、たばこ、大根を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は1番 宿利原委員です。</p> <p>次の、受付番号242号の貸し人はT・Yさん、B自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字内ノ牧5, 138番242、地目は畑、地積は3, 500㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年1月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は20, 000円となっています。</p> <p>一方、借り人はS・Iさん、H自治会在住の方です。</p> <p>S・Iさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、雇用が4人で530日、自作地19, 115㎡、小作地25, 602㎡で、茶、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラック5台、茶摘採機2台、トラクター、コンバイン、乾燥機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は2番 基委員です。</p> <p>次の受付番号243号から246号までの貸し人はM・Yさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は243号が神川字東大久保4, 053番10、地目は畑、地積は4, 277㎡、244号が神川字東大久保4, 053番19、地目は畑、地積は1,</p>

447㎡、245号が神川字二子塚8, 084番、地目は畑、地積は1,289㎡、246号が神川字二子塚8, 097番、地目は畑、地積は985㎡で、4筆の合計は7,998㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で65,000円となっています。

一方、借り人はI・Kさん、S自治会在住の方です。

I・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が1人で200日、自作地9,983㎡、小作地3,735㎡で、甘藷、大根を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、摘採機、中刈機、防除機、軽トラック、トラクター、管理機各1台となっています。

次の受付番号247号、248号の貸し人はF・Mさん、K市在住の方です。

申請地は247号が神川字桜原8, 390番、地目は畑、地積は905㎡、248号が神川字桜原8, 391番、地目は畑、地積は786㎡で、2筆の合計は1691㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は247号が7,000円、248号が5,000円となっています。

借り人は、243号からと同じI・Kさんです。

次の受付番号249号の貸し人はA・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字桑ノ迫5, 069番、地目は畑、地積は2,934㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

一方、借り人はT・Yさん、K自治会在住の方です。

T・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地15,617㎡、小作地6,526㎡で、肉用牛、インゲン、スナップを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、ロールベイラー、耕運機、2tトラック、軽トラック各1台となっています。

次の250号貸し人はU・Sさん、K市自治会在住の方です。

申請地は神川字抜迫4580番1、地目は畑、地積は3,007㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成28年12月14日までで、小作料金は21,000円となっています。

一方、借り人はN・Kさん、K自治会在住の方です。

N・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地11,535㎡、小作地7,590㎡で、緑化樹を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、バックホー3台、3tコンニク車、軽トラック、トラクター各1台となっています。

次の251号貸し人はM・Kさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字曲迫4892番1、地目は畑、地積は998㎡となっています。
貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は7,000円となっています。

一方、借り人は、N・Kさん、K自治会在住の方です。

N・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、雇用が1名で300日、自作地66,956㎡、小作地11,548㎡で、茶、花木を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラック2台、バックホー、トラクター、摘採機各1台となっています。

次の252号から256号までの貸し人はT・Kさん、K自治会在住の方です。

申請地は252号が神川字長迫4029番、地目は畑、地積は446㎡、253号が神川字長迫4030番、地目は畑、地積は1,031㎡、254号が神川字長迫4031番、地目は畑、地積は3,947㎡、255号が神川字長迫4031番2、地目は畑、地積は3,897㎡、256号が神川字堀波見3983番、地目は畑、地積は1009㎡で、5筆の合計は10,330㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は全部で100,000円となっています。

一方、借り人はF・Tさん、M町在住の方です。

F・Tさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者2名、小作地20,049㎡で、シキミを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、草刈り機2台、管理機、軽トラック各1台となっています。

受付番号243号から256号までの担当調査員は4番 水流委員です。

次の257号の貸し人はH・Mさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字田ノ神後1638番1、地目は田、地積は755㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は米30kgで4俵となっています。

一方、借り人はY・Kさん、O自治会在住の方です。

Y・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地3,136㎡、

小作地755㎡で、水稻、インゲン、馬鈴薯を主体とした経営をされています。
農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。

次の258号の貸し人はO・Hさん、T都在住の方です。

申請地は馬場字山之口ノ上2206番、地目は田、地積は543㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は11,300円となっています。

一方、借り人はS・Kさん、Y自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、小作地543㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、耕運機、田植機、管理機各1台となっています。

次の259号から261号までの貸し人はT・Kさん、T自治会在住の方です。

申請地は259号が馬場字地荒神下2376番、地目は田、地積は644㎡、260号が馬場字地荒神下2368番1、地目は田、地積は566㎡、261号が馬場字落川2584番1、地目は畑、地積は662㎡で、3筆の合計は1,872㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は全部で55,000円となっています。

一方、借り人はT・Mさん、Y自治会在住の方です。

T・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地1,264㎡、小作地2,919㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、管理機、バインダー各1台となっています。

受付番号257号から261号までの担当調査員は5番 平原委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号241号について、私の方で報告いたします。

1番
宿利原委員

O・Mさんは、これは新規となっておりますが、O・Kさんが今まで借りておりましたが、O・Mさんに名前を変えてところではありますが、O・Mさんは錦江町の定める条件は全てクリアしておりますので、何ら問題は無いかと思います。

議 長	次に、受付番号242号について、2番 基委員お願いします。
2番 基 委員	はい。242号の借り人のS・IさんはS製茶の経営者です。この土地は、前回、T委員が借りておられましたけれども、その後合意解約によりS・Iさんが錦江町の抜根事業を利用して、茶を引き抜いて露地野菜をするということで、Sさんについては問題ないと思います。よろしくお願いします。以上です。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号243号から248号までについて、4番 水流委員お願いします。
4番 水流委員	はい。報告いたします。受付番号243号から248号までの借り人のI・Kさんは、お茶の低迷で甘藷・大根等を植えております。私も桜原の方に圃場を借りていますが、その途中見えていますけれども、圃場等も綺麗に、草払い等もされております。別に問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 次に、受付番号257号から261号までについて、5番 平原委員お願いします。
5番 平原委員	はい。257、258は継続であります。259号から261号の、この畑、田んぼは、Tさんが家の近くだから私に貸してくれと相談をしたところ、Tさんの方が良いですと、貸しますということで成立しました。Tさんは、この畑の上の方は山なんです。そこも綺麗にコバレをされ、いつも綺麗にされておられますので何ら問題は無いかと思います。以上です。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第33号のうち、受付番号241号から261号までを採決します。 お諮りします。 議案第33号のうち、受付番号241号から261号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第33号のうち、受付番号241号から261号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第33号のうち、受付番号262号から276号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号のうち、受付番号262号から276号までについて説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号262号の貸し人はM・Tさん、S自治会在住の方です。 申請地は田代川原字平石前162番、地目は田、地積は1,725㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は米(粳)3俵となっています。</p> <p>一方、借り人はH・Mさん、H自治会在住の方です。 H・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地1,307㎡、小作地6,758㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。 農業従事日数は170日で、農業機械の所有状況は、コンバイン、田植機、管理機、動噴各1台となっています。</p> <p>次の受付番号263号の貸し人はM・Mさん、H自治会在住の方です。 申請地は田代川原字馬庭原524番、地目は田、地積は1,270㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は米(粳)2俵となっています。</p> <p>一方、借り人はU・Kさん、U自治会在住の方です。 H・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地4,864㎡、小作地1,270㎡で、水稻を主体とした経営をされています。 農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、軽トラック各1台となっています。</p> <p>受付番号262号、263号の担当調査員は7番 毛下委員です。</p> <p>次の264号の貸し人はT・Hさん、K自治会在住の方です。 申請地は馬場字仁田ヶ迫2950番、地目は畑、地積は1,882㎡となっています。</p>

貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。

一方、借り人は252号と同じF・Tさんです。

次の受付番号265号から268号までの貸し人はY・Zさん、F自治会在住の方です。

申請地は265号が馬場字山ノ口1541番1、地目は田、地積は604㎡、266号が馬場字下道浜添1260番、地目は田、地積は1,015㎡、267号が馬場字下道浜添12620番1、地目は田、地積は632㎡、268号が馬場字下道浜添1263番1、地目は田、地積は1,105㎡で、4筆の合計は3,356㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は全部で米30kgで10俵となっています。

一方、借り人はA・Hさん、K自治会在住の方です。

A・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が3名で180日、自作地2,568㎡、小作地13,974㎡で、馬鈴薯、スナップ、人参を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各2台、管理機1台となっています。

次の受付番号269号、270号までの貸し人はY・Zさん、F自治会在住の方です。

申請地は269号が城元字中鳥井1240番1、地目は田、地積は1,235㎡、270号が城元字大田中1117番1、地目は田、地積は500㎡で、2筆の合計は1,735㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は269号が35,000円、270号が15,000円となっています。

一方、借り人はH・Tさん、F自治会在住の方です。

A・Hさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が1名で30日、自作地15,453㎡、小作地1,735㎡で、花卉を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラック2台、トラクター、動噴各1台となっています。

次の受付番号271号から273号までの貸し人はS・Mさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字本永林庵2,725番1、他2筆で、3筆の合計は1,090㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月1日から平成37年12月14日までで、使用貸

借のため、小作料は発生しません。

一方、借り人はM・Sさん、N自治会在住の方です。

M・Sさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地1,056㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、管理機3台、トラクター2台、軽トラック1台となっています。

次の274号の貸し人はK・Mさん、T自治会在住の方です。

申請地は馬場字寺前ノ上2018番、地目は田、地積は2,537㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は150,000円となっています。

一方、借り人はM・Sさん、U自治会在住の方です。

M・Sさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が3名で400日、小作地2,537㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラック2台、管理機、動噴各1台となっています。

次の275号の貸し人はO・Hさん、T都在住の方です。

申請地は馬場字芝山488番1、地目は田、地積は850㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は30,000円となっています。

一方、借り人は(株)Tさん、木場自治会に拠点を置く法人です。

(株)Tさんの経営状況は、農業従事者2名、雇用が26名、自作地1,485㎡、小作地127,430㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラック10台、トラクター6台、管理機3台、乗用管理機2台、田植機、コンバイン各1台となっています。

次の276号の貸し人はI・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字小長崎5011番1、地目は畑、地積は6,455㎡のうち5,000㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は35,000円となっています。

一方、借り人は(有)Mさん、F自治会に拠点を置く法人です。

(有)Mさんの経営状況は農業従事者1名、雇用が5名で600日、自作地5,138㎡、小作地18,836㎡で、シキミを主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、動噴3台、管理機、散布機、軽トラック、トラック各1台となっています。

	<p>受付番号264号から276号までの担当調査員は8番 寺田委員です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、継続についての調査報告は省略しまして、新規分だけということで、271号から273号までを寺田委員、調査報告をお願いします。</p>
8番 寺田委員	<p>報告いたします。271号から273号は中西集落の中に入ったところで、毎年、耕作放棄地調査の時に1にすべきか3にすべきか悩むようなところでございます。この圃場自体がMさんの自宅の近くでありまして、Mさんが作りたいということで、ちょっと荒れ地になっていたのをば、Mさんが綺麗に整地されてまして、この利用権が結ばれた訳です。その綺麗にしたから使用貸借でどうかということをおSさんの方に相談しまして、それで良いですよということで成り立ちました。MさんはM・S建設を営んでいらっしゃるんですけども、最近は生姜とかインゲン、馬鈴薯、本当に一生懸命取り組んでいらっしゃるんですけども、利用権を結ぶに当たり何ら問題は無いものと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第33号のうち、受付番号262号から276号までを採決します。 お諮りします。 議案第33号のうち、受付番号262号から276号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第33号のうち、受付番号262号から276号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第33号のうち、受付番号277号から301号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは、議案第33号のうち、受付番号277号から301号までについて説明いたします。

先ず受付番号277号の貸し人はK・Mさん、H自治会在住の方です。

申請地は馬場字深山ケ下5409番、地目は田、地積は916㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は米30kgで2俵となっています。

一方、借り人は、K・Yさん、K自治会在住の方です。

K・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地15,315㎡、小作地4,247㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、田植機各1台となっています。

次の受付番号278号の貸し人はF・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字屋敷ノ下2028番1、地目は田、地積は955㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。

一方、借り人はS・Kさん、K自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、雇用が2人で500日、自作地13,105㎡、小作地86,685㎡で、甘藷、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、甘藷ハーベスター3台、軽トラック2台となっています。

次の受付番号279号の貸し人はY・Kさん、Y自治会在住の方です。

申請地は田代麓字山神2846番、地目は田、地積は538㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は10a当たり2,000円となっています。

一方、借り人は、278号と同じS・Kさんです。

次の受付番号280号、281号の貸し人はH・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は280号が馬場字浜射場5765番1、地目は畑、地積は4,776㎡、281号が馬場字浜射場5765番2、地目は畑、地積は4,303㎡のうち2,903㎡で、2筆の合計は7,679㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作

料金は全部で58,000円となっています。

一方、借り人はT・Yさん、K自治会在住の方です。

T・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、雇用が6人で200日、自作地14,361㎡、小作地44,626㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン1台となっています。

次の受付番号282号から285号までの貸し人はK・Mさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字地荒神下2,349番1、他3筆で、4筆の合計は6,922㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は全部で250,000円となっています。

一方、借り人はK・Iさん、M町在住の方です。

K・Iさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者1名、雇用が5人で30日、自作地17,588㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、耕運機2台、軽トラック、バインダー、管理機各1台となっています。

受付番号277号から285号までの担当調査員は9番 安水委員です。

次の286号、287号の貸し人はH・Tさん、T自治会在住の方です。

申請地は286号が田代川原字白桃3873番1、地目は畑、地積は840㎡、287号が田代川原字白桃3874番、地目は畑、地積は2,376㎡で、2筆の合計は3,216㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は10a当たり5,000円となっています。

一方、借り人はK・Sさん、I自治会在住の方です。

K・Sさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地18,608㎡、小作地38,013㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各2台、ロールベイラー、トラック各1台となっています。

次の288号、289号の貸し人はH・Tさん、T自治会在住の方です。

申請地は288号が田代川原字白桃3873番2、地目は畑、地積は1,197㎡のうち938㎡、289号が田代川原字白桃3876番、地目は畑、地積は845㎡のうち761㎡で、2筆の合計は1,699㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作

料金は10a当たり5,000円となっています。

一方、借り人は288号と同じK・Sさんです。

次の290号の貸し人はK・Hさん、I自治会在住の方です。

申請地は田代麓字刈切5219番78、地目は田、地積は1,058㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

一方、借り人はT・Aさん、I自治会在住の方です。

T・Aさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地13,776㎡、小作地1,058㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、田植機、バインダー各1台となっています。

受付番号286号から290号までの担当調査員は11番 元丸委員です。

次の291号の貸し人はK・Kさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字宮ノ前3010番1、地目は田、地積は1,980㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

一方、借り人は、A・Iさん、N自治会在住の方です。

A・Iさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地4,947㎡、小作地1,980㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、モア、バインダー各1台となっています。

次の受付番号292号から294号までの貸し人はI・Aさん、K市在住の方です。

申請地は田代麓字湯之谷204番1、他2筆で、3筆の合計は1,504㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5,000円となっています。

一方、借り人はS・Mさん、N自治会在住の方です。

S・Mさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、小作地4,321㎡で、水稻、養鶏を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、バインダー、軽トラック各1台となっています。

受付番号291号から294号までの担当調査員は12番 鍋委員です。

次の受付番号295号の貸し人はA・Aさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字中尾4, 753番、地目は畑、地積は2, 209㎡となっています。

貸付期間は平成27年11月21日から平成30年12月14日までで、小作料金は16, 000円となっています。

一方、借り人はO・Nさん、K市在住の方です。

O・Nさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、小作地47, 225㎡で、しきみを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック2台、管理機、モア、動噴各1台となっています。

次の296号から298号までの貸し人はN・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は296号が神川字丸尾7383番10、地目は畑、地積は1, 922㎡、297号が神川字丸尾7383番11、地目は畑、地積は1, 298㎡、298号が神川字丸尾7384番2、地目は畑、地積は1, 224㎡で、3筆の合計は4, 444㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で30, 000円となっています。

一方、借り人はK・Hさん、K自治会在住の方です。

K・Hさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が2名、自作地20, 657㎡、小作地20, 626㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック各2台、タイヤショベル、ロールベイラー、ボブキャット各1台となっています。

次の299号の貸し人はK・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字有村2532番2、地目は田、地積は663㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は7, 000円となっています。

一方、借り人はI・Sさん、K自治会在住の方です。

I・Sさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地6, 122㎡、小作地1, 207㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、軽トラック各1台となっています。

次の300号の貸し人はN・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字坂ノ上4797番、地目は畑、地積は1, 146㎡となっています。

	<p>貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。</p> <p>一方、借り人はF・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>F・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、小作地4,424㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、軽トラック各1台となっています。</p> <p>次の301号の貸し人はN・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字寺ノ上4876番、地目は畑、地積は1,532㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。</p> <p>一方、借り人はM・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>M・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地7,443㎡、小作地1,532㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、ハーベスター、軽トラック各1台となっています。</p> <p>受付番号295号から301号までの担当調査員は13番 徳永委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず受付番号282号から285号までについて、9番 安水委員をお願いします。</p>
9番 安水委員	<p>はい。報告します。この圃場は以前はO・Sさんが借りていた田んぼであります。Oさんが体の具合が悪く耕作できないということで、甥にあたるK・Iさんがその圃場を借りたいということでした。Kさんは大変農業に対して真剣に取り組んでいるようでした。圃場も見せて頂きましたが、綺麗に管理されており何ら問題は無いかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号292号から294号までを、12番 鍋委員をお願いします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。説明をします。これは9月にあっせん申出があったものです。場所は田代麓の交差点から半下石方向に向かって約2kmほど進み、長谷集落の少し手前の右側の団地の中にあります。売りたいという申し出でしたが、この土地は長年</p>

	<p>耕作されておらず、雑草・雑木で猪の巣の状態でしたが、隣を耕作されているSさんに事情を説明したところ、借りる分なら良いというようなことで、貸し主の了解も得られたことから成立したものです。Sさんは何度となくこの場で説明させてもらっていますが、地鶏の飼育・販売、卵の販売等、又、米の販売もされておりまして、地域の担い手としても頑張っておられ、錦江町の定める条件もクリアしていると思われまますので問題は無いと思います。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号295号についてを、13番 徳永委員お願いします。</p>
13番 徳永委員	<p>はい。借り主のO・Nさん、2年前からいろいろとシキミの畑を借りておられる方です。管理状況は申し分ないと思います。この土地の使用目的は、シキミの苗を植える。苗を育てる場所ということで3年間といたしました。実はこの半年前に苗を育てるということで借りた土地が、事情がありまして合意解約したものですから、その面積に相当する分を探して欲しいとことでしたので、このAさんの畑を紹介して成立した内容です。Oさんの方は先程も言いましたが、他のシキミの場所を良く管理されておりますので、問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第33号のうち、受付番号277号から301号までを採決します。 お諮りします。 議案第33号のうち、受付番号277号から301号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第33号のうち、受付番号277号から301号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>それでは次に入る前に10分間ほど休憩します。</p>

議 長	休憩前に引き続き会議を再開します。
議 長	次に議案第33号のうち、受付番号302号から333号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第号のうち、受付番号302号から333号までについて説明いたします。</p> <p>先ず受付番号302号の貸し人はT・Mさん、T自治会在住の方です。 申請地は田代川原字舞原1289番、地目は田、地積は2,050㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。</p> <p>一方、借り人はT・Kさん、T自治会在住の方です。 T・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地23,278㎡、小作地11,133㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。 農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、モア、ロールベイラー、2tダンプ各1台となっています。</p> <p>次の303号、304号の貸し人はO・Hさん、T自治会在住の方です。 申請地は303号が田代川原字新村1314番、地目は田、地積は1,997㎡、304号が田代川原字新村1334番、地目は田、地積は1,672㎡で、2筆の合計は3,669㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金はそれぞれ米(粳)2俵ずつとなっています。</p> <p>一方、借り人はM・Kさん、T自治会在住の方です。 M・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地26,999㎡、小作地17,341㎡で、肉用牛、露地野菜を主体とした経営をされています。 農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、2tダンプ、モア各1台となっています。</p> <p>次の305号から307号の貸し人はO・Zさん、S市在住の方です。 申請地は305号が田代川原字新村1323番、地目は田、地積は1,667㎡、306号が田代川原字新村1326番、地目は田、地積は1,607㎡、307号が田代川原字新村1330番、地目は田、地積は457㎡で、3筆の合計は3,731㎡となっています。</p>

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で米(粳)4俵となっています。

一方、借り人は303号と同じM・Kさんです。

次の受付番号308号、309号の貸し人はG・Mさん、G自治会在住の方です。

申請地は308号が田代川原字高塚2, 605番1、地目は畑、地積は1, 691㎡、309号が田代川原字高塚2, 605番2、地目は畑、地積は2, 253㎡で、2筆の合計は3, 944㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5, 000円となっています。

一方、借り人は、農事組合法人Nさん、M町に拠点を置く法人です。

Nさんの経営状況は、雇用が26人で、自作地12, 194㎡、小作地63, 830㎡で、水稻、肉用牛、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター3台、耕運機4台、コンバイン各1台となっています。

次の受付番号310号の貸し人はM・Kさん、M自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字小牧ノ下1, 213番1、地目は田、地積は1, 237㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5, 000円となっています。

借り人は308号からと同じ農事組合法人Nさんです。

受付番号302号から310号までの担当調査員は14番 貫見委員です。

次の受付番号311号の貸し人はM・Yさん、T自治会在住の方です。

申請地は神川字鳥浜695番1、地目は畑、地積は514㎡となっています。

貸付期間は、平成27年11月21日から平成29年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

一方、借り人はM・Kさん、T自治会在住の方です。

M・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地2, 394㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号312号の貸し人はT・Mさん、K市在住の方です。

申請地は、神川字諏訪ノ前383番2、地目は田、地積は464㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作

料金10,000円となっています。

借り人は、311号と同じM・Kさんです。

次の受付番号313号から316号までの貸し人はU・Fさん、O市在住の方です。

申請地は313号が神川字外園427番、地目は田、地積は346㎡、314号が神川字諏訪ノ後537番1、地目は田、地積は381㎡、315号が神川字鳥浜635番1、地目は田、地積は97㎡、316号が神川字西上ノ道1214番1、地目は畑、地積は605㎡で、4筆の合計は1,429㎡となっています。

貸付期間は、平成27年11月21日から平成32年12月14日までで、小作料は米3俵となっています。

一方、借り人は、311号と同じM・Kさんです。

次の受付番号317号から319号までの貸し人はI・Tさん、T自治会在住の方です。

申請地は317号が神川字諏訪ノ前385番1、地目は田、地積は1,028㎡、318号が神川字諏訪ノ後520番、地目は田、地積は956㎡、319号が神川字砂原542番、地目は田、地積は708㎡で、3筆の合計は2,692㎡となっています。

貸付期間は平成27年11月21日から平成32年12月14日までで、小作料は米12俵となっています。

一方、借り人は、N・Yさん、K自治会在住の方です。

N・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地15,096㎡、小作地13,681㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、トラック、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号320号の貸し人はK・A子さん、T自治会在住の方です。

申請地は、神川字蕨ヶ迫2,055番、地目は畑、地積は2,631㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は16,000円となっています。

一方、借り人は、317号からと同じN・Yさんです。

次の321号の貸し人はS・Eさん、T自治会在住の方です。

申請地は神川字戸崎1349番、地目は畑、地積は3,199㎡のうち1,300㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作

料は10,000円となっています。

一方、借り人はK・Tさん、T自治会在住の方です。

K・Tさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地3,591㎡、小作地3,199㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、管理機、軽トラック各1台となっています。

次の322号の貸し人はN・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字鞍置1847番1、地目は畑、地積は1,666㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は10,000円となっています。

一方、借り人はH・Mさん、T自治会在住の方です。

H・Mさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地683㎡、小作地12,685㎡で、肉用牛、馬鈴薯を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック2台、ボブキャット1台となっています。

次の323号の貸し人はN・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字西上ノ迫1253番1、地目は畑、地積は2,989㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料は30,000円となっています。

一方、借り人はI・Eさん、K自治会在住の方です。

I・Eさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者2名、自作地15,951㎡、小作地6,782㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機各2台、耕運機1台となっています。

次の受付番号324号の貸し人はM・Yさん、T自治会在住の方です。

申請地は、神川字廣瀬ノ上894番、地目は畑、地積は2,420㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は12,000円となっています。

一方、借り人はF・Mさん、K自治会在住の方です。

F・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地13,349㎡、小作地26,521㎡で、肉用牛、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は350日で、農業機械の所有状況は、管理機3台、トラクター、トラック2台、コンバイン、ハーベスター各1台となっています。

次の受付番号325号、326号の貸し人はY・Nさん、T自治会在住の方です。

申請地は325号が神川字砂田200番2、地目は田、地積は681㎡、326号が神川字岩渕1007番、地目は畑、地積は786㎡で、2筆の合計は1,467㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は325号が米(粳)100kg、326号が5,000円となっています。一方、借り人は324号と同じF・Mさんです。

次の受付番号327号の貸し人はS・Eさん、T自治会在住の方です。

申請地は神川字輪呂ケ尾1148番1、地目は畑、地積は2,758㎡のうち1,200㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は10,000円となっています。

一方、借り人は324号と同じF・Mさんです。

次の受付番号328の貸し人はT・Sさん、T自治会在住の方です。

申請地は神川字外園412番4、地目は田、地積は624㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料は米25kgで6俵となっています。

一方、借り人は324号と同じF・Mさんです。

次の受付番号329の貸し人はB・Sさん、T自治会在住の方です。

申請地は神川字勝牟礼2034番、地目は畑、地積は4,528㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

一方、借り人は324号と同じF・Mさんです。

次の受付番号330号から333号までの貸し人はK・Aさん、T自治会在住の方です。

申請地は330号が神川字大馬瀬311番2、地目は田、地積は385㎡、331号が神川字諏訪ノ前368番1、地目は田、地積は2,081㎡、332号が神川字外園413番、地目は田、地積は1,220㎡、333号が神川字外園416番、地目は田、地積は954㎡で、4筆の合計は4,640㎡となってい

	<p>ます。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は10,000円と米30kg7俵となっています。</p> <p>一方、借り人はN・F夫さん、T自治会在住の方です。</p> <p>N・Fさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地23,989㎡、小作地4,255㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、トラック各2台となっています。</p> <p>受付番号311号から333号までの担当調査員は16番 山中委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず受付番号308号から310号までについて、14番 貫見委員をお願いします。</p>
14番 貫見委員	<p>はい。報告いたします。308号から310号の借り人は、農事組合法人 根占生産組合でございます。これは大隅の園が経営している生産組合でございます。全ての土地は良く管理されておりまして、錦江町の定める要件はクリアしていると思われますので問題は無いかと思います。をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号311号から333号までについて、16番 山中委員をお願いします。</p>
16番 山中委員	<p>はい。311番はMさんが借りたいということで、M・Yさんの敷地内の屋敷で5畝歩ほどのところで、いつもシルバーを使っているものですから、Mさんはシルバーに勤めています。これを野菜を作りたいということで、無償で借りたいということです。それからT・Mさんの分、次のUさんののもMさんです。これはどっちもA・Kさんが作っていらっしゃいましたけれども、少し高齢ということでもう作れないということで、探していましたらMさんが作りたいということです。それからI・Tさん、これはN・Yさんが作りたいということで、露地野菜を中心に親子3人、それと忙しいときはパートを使って沢山の経営をしていらっしゃいます。それとK・AさんのところもN・Yさんが借りて作りたいということです。それとM・Yさんとところが出ていますけれども、これはF・Mさんが作りたいということです。Fさんはさっきありましたように、肉用牛の生産を中心に幅広くやっています。以上でございます。よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第33号のうち、受付番号302号から333号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第33号のうち、受付番号302号から333号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号のうち、受付番号302号から333号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第33号のうち、受付番号335号から357号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号のうち、受付番号335号から357号までについて説明いたします。</p> <p>まず、受付番号335号の貸し人はO・Hさん、T都在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字芝山464番1、地目は田、地積は1,726㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は10a当たり30,000円となっています。</p> <p>一方、借り人はM・Tさん、R自治会在住の方です。</p> <p>M・Tさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者2名、自作地19,002㎡、小作地14,924㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、トラック、田植機、芋掘り取り機各1台となっています。</p>

次の受付番号336号、337号の貸し人はF・Mさん、M自治会在住の方です。

申請地は336号が馬場字西ノ下855番1、地目は田、地積は269㎡、337号が馬場字集り1357番1、地目は田、地積は1,778㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は米30kgで14俵となっています。

一方、借り人は335号と同じM・Tさんです。

次の受付番号338号、339号の貸し人はH・Hさん、K市在住の方です。

申請地は338号が城元字平野720番6、地目は田、地積は641㎡、339号が城元字大田中1118番1、地目は田、地積は578㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は、338号は使用貸借、339号は15,000円となっています。

一方、借り人は335号と同じM・Tさんです。

次の受付番号340号の貸し人はM・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は馬場字宮下1817番1、地目は田、地積は2,955㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は90,000円となっています。

一方、借り人は335号と同じM・Tさんです。

次の受付番号341号の貸し人はI・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は馬場字木場ノ上936番、地目は田、地積は747㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は21,000円となっています。

一方、借り人はT・Tさん、K自治会在住の方です。

T・Tさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、雇用が2名で40日、自作地9,525㎡、小作地747㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、コンバイン各1台となっています。

次の受付番号342号の貸し人はY・Mさん、S自治会在住の方です。

申請地は城元字秋辻2844番1、地目は畑、地積は262㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。

一方、借り人はF・Tさん、K自治会在住の方です。

F・Tさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地26,486㎡、小作地5,688㎡で、茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、摘採機各1台となっています。

次の受付番号343号の貸し人はN・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字西上ノ迫1254番1、地目は畑、地積は7,159㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は60,000円となっています。

一方、借り人はN・Sさん、N自治会在住の方です。

N・Sさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地11,399㎡、小作地7,159㎡で、肉用牛、馬鈴薯を主体とした経営をされています。

農業従事日数は320日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、トラック、ボブキャット、モア各1台となっています。

次の受付番号344号の貸し人はS・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は城元字宮前1,298番、地目は田、地積は310㎡となっています。

貸付期間は、平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は米30kgで1俵となっています。

一方、借り人はK・Kさん、S自治会在住の方です。

K・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、雇用が5名で1,500日、小作地22,357㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック各2台、コンバイン、田植機、芋掘り機各1台となっています。

次の受付番号345号の貸し人はH・Hさん、K市在住の方です。

申請地は城元字中牟田1685番1、地目は田、地積は447㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は15,000円となっています。

一方、借り人はM・Kさん、K自治会在住の方です。

M・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2名、自作地4,405㎡、小作地447㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は160日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕運機、管理機、動噴各1台となっています。

次の受付番号346号の貸し人はE・Mさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字寺前ノ上2033番1、地目は田、地積は609㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

一方、借り人はH・Hさん、M自治会在住の方です。

H・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が5名300日、自作地11,018㎡、小作地46,316㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各3台、コンバイン、田植機、トラック各1台となっています。

受付番号335号から346号までの担当調査員は17番 鳥越委員です。

次の受付番号347号、348号の貸し人はT・Yさん、B自治会在住の方です。

申請地は347号が田代麓字高田山5100番2、地目は田、地積は47㎡、348号が田代麓字高田山5100番13、地目は田、地積は1,314㎡で、2筆の合計は1,361㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は全部で米(粳)1俵となっています。

一方、借り人はN・Kさん、H自治会在住の方です。

H・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地8,824㎡、小作地7,044㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスター各1台となっています。

次の受付番号349号の貸し人はM・Tさん、O自治会在住の方です。

申請地は田代麓字東ノ下1,172番2、地目は田、地積は520㎡となっています。

貸付期間は平成28年1月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は1,500円となっています。

一方、借り人はS・Hさん、S自治会在住の方です。

S・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地13,410㎡、小作地39,694㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は220日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック、甘藷収穫期各2台、田植機、コンバイン各1台となっています。

次の受付番号350号の貸し人はM・Nさん、I自治会在住の方です。

申請地は田代麓字東ノ下1,174番1、地目は田、地積は1,009㎡とな

っています。

貸付期間は平成28年1月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。

一方、借り人は、349号と同じS・Hさんです。

受付番号347号から350号までの担当調査員は18番 樋渡委員です。

次の受付番号351号の貸し人はK・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は城元字上押切1705番、地目は田、地積は1,522㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は米30kgで10俵となっています。

一方、借り人は、Y・Mさん、S自治会在住の方です。

Y・Mさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が3名で50日、自作地6,123㎡、小作地2,315㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、管理機2台、トラクター、軽トラック、動噴各1台となっています。

次の受付番号352号の貸し人はK・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は城元字森山1335番1、地目は田、地積は810㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は米30kgで4俵となっています。

一方、借り人はM・Yさん、S自治会在住の方です。

M・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が1名で50日、小作地4,464㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕運機各1台、管理機4台となっています。

次の受付番号353号の貸し人はF・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は馬場字木原ノ上1981番1、地目は田、地積は2,124㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は米300kgとなっています。

一方、借り人は352号と同じM・Yさんです。

次の受付番号354号の貸し人はO・Eさん、S自治会在住の方です。

申請地は城元字大田中1135番、地目は田、地積は1,558㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は45,000円となっています。

一方、借り人は344号と同じK・Kさんです。

次の受付番号355号の貸し人はO・Hさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字寺前ノ上2010番、地目は田、地積は1,803㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は102,000円となっています。

一方、借り人はM・Mさん、S自治会在住の方です。

M・Mさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者3名、自作地6,048㎡、小作地3,044㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、管理機3台、軽トラック2台、トラクター、動噴各1台となっています。

次の受付番号356号の貸し人はT・Kさん、T自治会在住の方です。

申請地は馬場字寺前ノ上2068番、地目は田、地積は3,015㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は150,000円となっています。

一方、借り人はO・Yさん、S自治会在住の方です。

O・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が2名で100日、自作地8,276㎡、小作地4,613㎡で、インゲンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、管理機2台、トラクター、軽トラック、動噴各1台となっています。

次の受付番号357号の貸し人はY・Wさん、K市在住の方です。

申請地は城元字石田274番1、地目は田、地積は645㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。

一方、借り人はH・Kさん、S自治会在住の方です。

O・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地8,360㎡、小作地645㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、動噴、管理機各1台となっています。

受付番号351号から357号までの担当調査員は20番 本釜委員です。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず受付番号344号について、17番 鳥越委員をお願いします。</p>
17番 鳥越委員	<p>344番の借り人はK・Kさんで、ネギを中心とした露地野菜を作っておられます。これは9月のあっせんで出た310㎡ということで、中々借り人がいなかったんですけども、Kさんの方が近くに圃場があるということで、お願いして作ってもらうようにいたしました。何ら問題は無いかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号349号、350号について、18番 樋渡委員をお願いします。</p>
18番 樋渡委員	<p>349号と350号。先ず350号のM・Nさんという方が貸したいということで、Sさんをお願いしたところ、M・Tさんの土地まで借りられたら作っても良いと了解を得まして、2筆今回挙がったものです。Sさんは認定農家でもあり、何ら問題は無いかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第33号のうち、受付番号335号から357号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第33号のうち、受付番号335号から357号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号のうち、受付番号335号から357号までは、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>ここで20番 本釜委員の退席を求めます。 (本釜委員 退席)</p>
議 長	<p>次に議案第33号のうち、受付番号358号から360号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号のうち、受付番号358号から360号までについて説明いたします。</p> <p>先ず受付番号358号の貸し人は、O・Tさん、S自治会在住の方です。 申請地は神川字矢太郎落シ1705番、地目は畑、地積は2,420㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は60,000円となっています。</p> <p>一方、借り人はH・Tさん、S自治会在住の方です。 本H・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2名で50日、自作地17,814㎡、小作地8,763㎡で、茶、露地野菜、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各2台、管理機、動噴、田植機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号359号の貸し人は、N・Tさん、K市在住の方です。 申請地は城元字集り1370番1、地目は田、地積は2,017㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は70,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は358号と同じH・Tさんです。</p> <p>次の受付番号360号の貸し人は、T・Yさん、S市在住の方です。 申請地は馬場字西ノ下884番1、地目は田、地積は775㎡となっています。 貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は358号と同じH・Tさんです。 受付番号358号から360号までの担当調査員は17番 鳥越委員です。 以上です。</p>

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第33号のうち、受付番号358号から360号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第33号のうち、受付番号358号から360号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第33号のうち、受付番号358号から360号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで20番 本釜委員の入室を求めます。</p> <p>(本釜委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、「議案第34号 錦江農業振興整備計画の変更(除外)について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第34号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)について説明いたします。</p> <p>資料の方は29頁からお目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の申請者については、錦江町となっています。</p> <p>申請地は神川字印堂作2, 773番5、地目は田、地籍は1, 076㎡で、駐車場及び公園を建設するために除外するものです。</p> <p>この件については、現在、町の方で神川大滝を中心とした7つの滝を観光資源として整備し、観光客の誘致を図ることを目的とし、県の事業を利用しながら整備を進めようとしているところですが、この印堂作にある滝の周辺に駐車スペースがないため、この申請地に駐車場と公園を整備しようとするため、農業振興地域から除外するということでの申請です。</p> <p>尚、2月定例総会には、この件の転用申請が出される予定であります。</p> <p>35頁を見て頂きたいと思いますが、申請地は2枚の田んぼになっておりまして、下の方を駐車場に、上の方を公園にするという計画でございます。</p> <p>現地につきましては、ちょうど日陰になって陽も当たらないようなところでの</p>

	<p>で、農振農用地から除外しても問題は無いと思います。</p> <p>30頁から35頁にかけて参考資料を添付してありますので、確認をお願いします。</p> <p>説明は以上で終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。質疑はありませんか。</p>
13番 徳永委員	<p>この場所は神川土地改良区水利組合の水源地となっています。水利組合と事前打ち合わせをしたのかどうかというのが1点。それから意見として、この場所は先程言ったとおりパイプラインが走っていますので、その保護の問題。それから田んぼ用の水源の取水口がありますので、その安全対策をどうするか。充分にして欲しいというのが一つ。今の2点意見としてお願いいたします。</p>
事務局	<p>水利組合との打ち合わせをしたかというのははっきりしないんですが、地元の方とは協議はしたと聞いております。</p> <p>それからパイプラインの保護、取水口の安全対策については、本日、充分にしてくれという意見があったということで担当課の方には繋がりたいと思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第34号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第34号は、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第34号 錦江農業振興整備計画の変更(除外)については、申請のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>以上で、平成27年11月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

15番

16番

議事録調整者 窪 和人